



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○災害救助法施行細則の一部を改正する規則	福 祉 保 健 課
○長崎県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則	建 築 課
◎ 告 示	
○長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱の一部改正	産 業 政 策 課
・収去飼料試験結果の公表	畜 産 課
・保安林の指定（2件）	林 政 課
・保安林の指定の予定	〃
・都市計画事業の事業計画の変更認可	道 路 維 持 課
・道路の区域変更（3件）	〃
・道路の供用開始（4件）	〃
・一般競争入札の参加者の資格等	港 湾 課
・急傾斜地崩壊危険区域の指定（4件）	砂 防 課
・証紙売りさばき人の指定の一部改正	会 計 課
◎ 公 告	
・土地改良区の役員の就退任	農 村 整 備 課
・測量の実施	建 設 企 画 課
・都市計画の図書の縦覧	都 市 政 策 課
・一般競争入札の実施	港 湾 課
・落札者等	警 察 本 部 会 計 課
◎ 公安委員会告示	
・警備員等に対する検定の実施	生 活 環 境 課
・地域交通安全活動推進委員の委嘱	交 通 企 画 課
・地域交通安全活動推進委員の辞職の承認	〃
◎ 選挙管理委員会告示	
・不在者投票のできる施設の指定	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 室
◎ 雑 報	
・一般競争入札の実施	長 崎 県 公 立 大 学 法 人

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年2月15日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第5号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年長崎県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
別表第1（第2条関係） 災害救助法による救助の程度、方法及び期間 1～5 略 6 被災した住宅の応急修理 (1)及び(2) 略 (3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項の特定災害対策本部、同法第24条第1項の非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項の緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、 <u>6月以内</u> ）に完了するものとする。 7～13 略 別表第2（第8条関係） 災害救助法による実費弁償の程度 1 令第4条第1号から第4号までに規定する者 (1) 日当 ア 医師及び歯科医師 1人1日 <u>22,100円以内</u> イ 略 ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日 <u>14,800円以内</u> エ 略 オ 救急救命士 1人1日 <u>11,700円以内</u> カ 略 キ 左官 1人1日 <u>23,400円以内</u> ク 略 (2)及び(3) 略 2 略	別表第1（第2条関係） 災害救助法による救助の程度、方法及び期間 1～5 略 6 被災した住宅の応急修理 (1)及び(2) 略 (3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から <u>1月以内</u> に完了するものとする。 7～13 略 別表第2（第8条関係） 災害救助法による実費弁償の程度 1 令第4条第1号から第4号までに規定する者 (1) 日当 ア 医師及び歯科医師 1人1日 <u>22,200円以内</u> イ 略 ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日 <u>14,700円以内</u> エ 略 オ 救急救命士 1人1日 <u>11,600円以内</u> カ 略 キ 左官 1人1日 <u>23,300円以内</u> ク 略 (2)及び(3) 略 2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和3年8月1日から適用する。

長崎県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

令和4年2月15日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第6号

長崎県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（容積率の特例に係る許可の申請書に添付する図書又は書面）

第2条 省令第18条第1項の規定により知事が規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

- (1) 理由書
- (2) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表1の(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書
- (3) 申請地をのぞむ2方向以上の写真
- (4) 用途地域図
- (5) 周辺の道路配置状況図
- (6) 道路、敷地及び建築物相互間の高さの関係を示した図面

- (7) 許可申請地を所管する市町長の意見書
- (8) その他知事が必要と認める書類

附 則

この規則は、令和4年2月20日から施行する。

告 示

長崎県告示第72号

長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第299号）の一部を次のように改正し、令和3年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和4年2月15日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 企業振興課						別表（第2条関係） 企業振興課					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
	1～21 略						1～21 略				
22	長崎県成長産業ネクストステージ投資促進補助金	新型コロナウイルス感染症の影響によるサプライチェーンの見直しや新たな需要の獲得に向けた取組を支援することにより、県内経済や雇用を下支えするとともに、今後の成長産業の礎の強化を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1)及び(2) 略 (3) <u>地域経済を牽引する基幹産業の創出・強化に関する事業</u> ア <u>設備投資費</u>	(1)及び(2) 略 (3) <u>3分の2以内又は2分の1以内</u>	略	22	長崎県成長産業ネクストステージ投資促進補助金	新型コロナウイルス感染症の影響によるサプライチェーンの見直しや新たな需要の獲得に向けた取組を支援することにより、県内経済や雇用を下支えするとともに、今後の成長産業の礎の強化を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1)及び(2) 略	(1)及び(2) 略	略

長崎県告示第73号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、令和3年12月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

令和4年2月15日

長崎県知事 中村 法道

栄養成分に関する検査

製造事業場等の 名称、法人番号 及び所在地	収去場所 及び 法人番号	飼料の名称	製造 (輸入) 年月	試験項目	違反 の 内容
ジェイエイ北九州 くみあい飼料株式会社 長崎工場 7290001007083 長崎県佐世保市千尽町36	同左	くみあい配合飼料 肉用牛新やまと繁殖	R3. 12	栄養成分等一 粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、りん	無

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

長崎県告示第74号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年2月15日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林の所在場所
対馬市上対馬町泉字石倉1267の2、1267の3、1274
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第75号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年2月15日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林の所在場所
対馬市豊玉町大綱字綱道637の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第76号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和4年2月15日

長崎県知事 中村 法道

1 保安林予定森林の所在場所

東彼杵郡川棚町五反田郷字ノゾキ269、字倉本324の1（次の図に示す部分に限る。）、214、215、219の1、219の2、221の1、221の2、222、231の1、232、233の1から233の4まで、234の1、234の2、234の5、236の1、257、258、263、264、272から275まで、275の1、276、278から285まで、287から289まで、290の1、291、292の2、293から296まで、299、302から304まで、308、309の1、310、312、323の1、字甲後352の1・358の2・385・386・393（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、348、356、360、362、387から392まで、394から396まで、398、400の1、字石木平404、410、417、421、424の2、425、427、436、438、444の2、453、454

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字倉本272・279・280・291・293から295まで（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、字甲後356（次の図に示す部分に限る。）、字石木平453・454（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び川棚町役場に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第77号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年2月15日

長崎県知事 中村 法道

1 施行者の名称

長崎市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成25年長崎県告示第81号

長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）公園事業

5・6・103号 金比羅公園

3 施行期間

自 平成25年2月1日 至 令和9年3月31日

4 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

長崎県告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年2月15日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道
 路線名 佐世保嬉野線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東彼杵郡波佐見町宿郷字柳田263番1地先から 東彼杵郡波佐見町宿郷字宿627番1地先まで	前	9.5~16.0	1070.0	
	後	10.2~16.0	1070.0	

長崎県告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年2月15日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道
 路線名 大里森山肥前長田停車場線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市森山町下井牟田字泉山2258番1地先から 諫早市森山町下井牟田字泉山2259番1地先まで	前	3.8~4.2	4.4	
	後	3.8~5.5	4.4	

長崎県告示第80号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年2月15日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道
 路線名 324号
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市茂木町1536番1地先から 長崎市茂木町1531番2地先まで	前	7.5~17.0	42.0	
	後	11.7~25.9	42.0	

長崎県告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年2月15日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 207号	諫早市多良見町佐瀬8番7地先から 諫早市多良見町佐瀬9番2地先まで	令和4年2月15日

長崎県告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年2月15日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 野母崎宿線	長崎市春日町326番2地先から 長崎市春日町319番1地先まで	令和4年2月15日

長崎県告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年2月15日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 奥ノ平時津線	西彼杵郡時津町日並郷字釜島3368番1地先から 西彼杵郡時津町日並郷字釜島3374番2地先まで	令和4年2月15日

長崎県告示第84号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年2月15日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 唐崎岬線	対馬市豊玉町廻字ヌカシ1番11地先から 対馬市豊玉町廻字ヌカシ1番9地先まで	令和4年2月15日

長崎県告示第85号

一般競争入札の参加者の資格等

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和4年2月15日

長崎県知事 中村 法道

1 一般競争入札に付する事項

長崎空港内外連絡通路警備業務委託

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格要件

- (1) 長崎県内に本店又は支店等を有する者
- (2) 平成31年1月1日から令和3年12月31日までに、公共施設に係る施設警備の契約実績を有する者であること。

4 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。

(2) 審査事項

- ア 年間売上高
- イ 営業年数
- ウ 従業員数
- エ 財務比率（純利益率、固定長期適合率及び流動比率）
- オ 3の(1)及び(2)の資格

5 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から、令和4年2月25日までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

- ア 誓約書（様式第2号）
- イ 営業概要書
- ウ 委任状
- エ 法人にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- オ 個人にあつては、本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- カ 法人にあつては、前事業年度及び前々事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
- キ 個人にあつては、前年度及び前々年度の確定申告書のうち貸借対照表及び損益計算書
- ク 県税に関し未納がないことを証する証明書（※）
- ケ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書（※）
- コ 印鑑届（様式第3号）
- サ 口座振替申込書（様式第4号）
- シ 営業に必要な許可、認可等を証する書類（都道府県公安委員会が発行する警備業の要件を備えているこ

とを認定する認定証の写し等)

※ ク及びケについては、新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。

○長崎県税：新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書」※備考欄に「徴収猶予を行っている税目以外については月日現在の未納額はありせん。」の記載があるもの。

○他の都道府県税：新型コロナウイルス感染症による特例制度の「徴収猶予許可通知書」で、過年度分の滞納がないもの。

○国税：新型コロナウイルス感染症による特例制度の「徴収猶予許可通知書」

※ ウについては、権限を支社（店）長等に委任する場合に提出すること。

※ エからケまでは原本又は写しとし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類について外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

(名称) 長崎県土木部港湾課管理班

(電話) 095-894-3053

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知（郵送）する。

7 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和6年3月31日までとする。

8 資格審査申請書記載事項の変更届

競争入札参加の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 所在地

(3) 代表者

(4) 資本金（法人の場合）

(5) 使用印鑑

(6) 委任事項

(7) 金融機関取引口座

(8) 電話番号

9 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第86号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県長崎振興局建設部において縦覧に供する。

令和4年2月15日

長崎県知事 中村 法道

指定区域の名称			滑石3丁目(5)	
所在地	市町名	大字	字	地番
	長崎市	滑石3丁目		644番13の一部、644番24、648番2の一部、648番5、648番6、648番7、649番3、1498番12の一部、1498番14の一部、1498番15の一部、1498番17の一部、1498番19
		横尾2丁目		1499番1の一部、1499番2、1500番、1501番1の一部、1501番2、1502番、1503番1の一部、1503番3の一部、1503番4、1504番1の一部、1504番2

長崎県告示第87号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県長崎振興局建設部において縦覧に供する。

令和4年2月15日

長崎県知事 中村 法道

指定区域の名称			金堀(6)	
所在地	市町名	大字	字	地番
	長崎市	金堀町		237番211の一部、237番212の一部、237番213の一部、237番214の一部、237番245の一部、237番252の一部、237番254、240番4+241番26の一部、241番19の一部、241番20の一部、241番24、241番27の一部、241番28の一部、241番34

長崎県告示第88号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県央振興局建設部において縦覧に供する。

令和4年2月15日

長崎県知事 中村 法道

指定区域の名称			土師野尾(2)	
所在地	市町名	大字	字	地番
	諫早市	土師野尾町		1017番の一部、1018番の一部、1025番の一部、1026番の一部、1027番の一部、1030番の一部、1033番の一部、1035番1の一部、1036番の一部

長崎県告示第89号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県北興局建設部において縦覧に供する。

令和4年2月15日

長崎県知事 中村 法道

指定区域の名称			勝海(2)	
所在地	市町名	大字	字	地番
	佐世保市	勝海町		140番1の一部、140番7の一部、165番1の一部、165番2の一部、165番7、165番8、166番1の一部、166番4

長崎県告示第90号

証紙売りさばき人の指定（昭和41年長崎県告示第752号）の一部を次のように改正し、令和4年3月16日から適用する。

令和4年2月15日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
NO	氏名 (名称及び代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき 所の所在地	所在市 町村名	NO	氏名 (名称及び代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき 所の所在地	所在市 町村名
1～21 略					1～21 略				
22	島原市長 古川 隆三郎	島原市上 の町537番 地	略 <u>島原市弁天 町一丁目 7080番地1 イオン島原 ショッピング センター 内 しまばらん 窓口と るっと</u>	島原市	22	島原市長 古川 隆三郎	島原市上 の町537番 地	略	
23～84 略					23～84 略				

公 告

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、針陽土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和4年2月15日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
田 中 芳 秀	佐世保市針尾東町2031	田 中 芳 秀	佐世保市針尾東町2031
廣 瀬 政 博	佐世保市針尾東町1816	廣 瀬 政 博	佐世保市針尾東町1816

羽 田 孝 喜	佐世保市針尾東町2420	羽 田 孝 喜	佐世保市針尾東町2420
原 和 文	佐世保市針尾東町2022	原 和 文	佐世保市針尾東町2022
永 田 幸 治	佐世保市針尾東町675	永 田 幸 治	佐世保市針尾東町675
田 中 明 寛	佐世保市針尾東町2058	田 中 明 寛	佐世保市針尾東町2058
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
廣 瀬 英 典	佐世保市針尾東町2306- 5	廣 瀬 英 典	佐世保市針尾東町2306- 5
廣 瀬 祐 介	佐世保市針尾東町2483- 1	廣 瀬 祐 介	佐世保市針尾東町2483- 1

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎河川国道事務所長から公共測量（用地測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和4年2月15日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
諫早市下大渡野町及び大村市中里町	令和4年3月1日から 令和4年10月20日まで

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年2月15日

長崎県知事 中村 法道

- 1 都市計画の種類及び名称
佐世保都市計画公園（8・2・1号 させば立神近代化歴史公園）（佐世保市決定）
- 2 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課及び長崎県県北振興局

一般競争入札の実施（公告）

令和4年度長崎空港内外連絡通路警備業務委託について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年2月15日

長崎県知事 中村 法道

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 業務名
令和4年度長崎空港内外連絡通路警備業務委託
 - (2) 業務の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(4) 履行場所

長崎空港内外連絡通路（大村市箕島町593番地）

(5) 入札の方法

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 電送及び郵送による入札は認められないこと。

ウ 入札執行回数は3回を限度とする。3回までに落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により、見積を行う場合がある。

2 入札参加資格

一般競争入札の参加者の資格等（令和4年長崎県告示第85号、令和3年長崎県告示第129号及び令和2年長崎県告示第118号）により示した長崎空港内外連絡通路警備業務委託に係る入札の参加資格申請を行い、入札参加資格を有すると認められた者であること。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県土木部港湾課管理班

（電話）095-894-3053

（提出期限）令和4年2月25日

4 入札参加条件

当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部（発注者との協議で承諾を受けた部分を除く）を第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

5 当該業務契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県土木部港湾課管理班

（電話）095-894-3053

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法

（期間）この公告の日から令和4年2月25日までの間（県の休日を除く。）

（場所）5の部局等とする。

長崎県土木部港湾課ホームページにおいて、掲載する。

8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札の日時及び場所

令和4年3月10日 13時30分 長崎県庁行政棟1階入札室

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(7)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(7) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。

(11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格より低い価格の入札をした者は、再度の入札に参加できないものとする。

(3) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。

(4) その他、詳細は入札説明書による。

落札者等（公示）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和4年2月15日

長崎県知事 中村 法道

- 1 物品等の名称及び数量
長崎県内の警察施設で使用する電力 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県警察本部警務部会計課（調度係）
〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号 電話 095-820-0110
- 3 調達方法
購入
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和3年12月21日
- 6 落札者
長崎市城山町3番19号
九州電力株式会社長崎営業所 所長 渡邊 裕二
- 7 落札価格
62,667,819円（消費税及び地方消費税を含まない。）
- 8 入札公告日
令和3年11月5日
- 9 落札方式
最低価格

公安委員会告示**長崎県公安委員会告示第8号**

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

令和4年2月15日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

- 1 検定を行う警備業務の種別及び区分
貴重品運搬警備業務2級
- 2 検定の日時、場所及び検定予定人員
 - (1) 日時
令和4年5月19日（木）午前10時から午後6時までの間
 - (2) 場所
長崎県西彼杵郡時津町野田郷62番地 とぎつカナリーホール
 - (3) 検定予定人員
15人
- 3 受検資格
受検資格は、警備員又は警備員になろうとする者で、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 長崎県内に住所を有する者
 - (2) 長崎県内の営業所に属する警備員
- 4 検定試験内容
 - (1) 学科試験
ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 検定の方法

検定においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

5 検定申請の手続

(1) 申請期間、申請先等

申請期間	申請時間	申請先
令和4年2月21日（月）から同年3月3日（木）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。	午前9時から午後4時まで。ただし、午後0時から午後1時までを除く。	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は、申請期間の途中であっても締め切る。また、郵送による検定申請は、受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

(2) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面

(ア) 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通

(イ) 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面

a 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通

b 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

ウ 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通

エ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

6 検定手数料

16,000円

検定申請時に、長崎県収入証紙により納付すること。

なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。

7 合格発表

本検定の合格発表は、当日検定場所において本人に対して行う。

8 その他

(1) 新型コロナウイルス感染症の状況により、急遽、検定を中止する場合がある。

(2) 問合せ先

ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110 内線3185）

長崎県公安委員会告示第9号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項及び長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域

交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成17年長崎県公安委員会規則第8号）第8条の規定により、地域交通安全活動推進委員を委嘱したので、公示する。

令和4年2月15日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

委嘱した者

氏名	連絡先	活動区域
堺 廣勝	早岐警察署 (0956) 39-0110	早岐警察署の管轄区域
小林 則章	平戸警察署 (0950) 22-3110	平戸警察署の管轄区域

長崎県公安委員会告示第10号

長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成17年長崎県公安委員会規則第8号）第8条の規定により、地域交通安全活動推進委員の辞職を承認したので、公示する。

令和4年2月15日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

辞職を承認した者

氏名	活動区域	辞職を承認した日
坂本 利則	西海警察署の管轄区域	令和4年2月3日

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第15号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設として、次の施設を指定した。

令和4年2月15日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

施設の名称	所在地	指定年月日
医療法人祥仁会サービス付き高齢者向け住宅 西諫早	諫早市貝津町2884-1	令和4年2月3日

雑 報

自動販売機（飲料）設置場所の貸付（公告）

長崎県公立大学法人所有財産（建物の一部）を自動販売機（飲料）の設置場所として、一般競争入札により貸付けを行いますので、公告します。

令和4年2月15日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 一般競争入札に付する事項

(1) 貸付物件及び貸付条件等

一般競争入札案内書（自動販売機設置事業者募集要項）に記載のとおり

(2) 貸付期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで（契約の更新はしない。）

(3) 用途

自動販売機（飲料）の設置・運営に限るものとします。

(4) 貸付料等

物件番号ごとに、貸付期間中の貸付料の総額（課税対象物件については消費税及び地方消費税相当額を含む。）を入札に付します。

2 入札参加資格

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (4) 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第33条第7項に該当する者でないこと。
- (5) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者でないこと。
- (6) 法人にあっては長崎県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては長崎県内に住所を有すること。
- (7) 自動販売機の設置及び運営業務について、3年以上の実績を有していること。
- (8) 下記3により、あらかじめ入札への参加申込をした者であること。

3 入札参加申込み

入札に参加を希望される方は、事前に入札参加申込書等の配布を受け、定められた受付期間内に入札参加申込書等の関係書類を提出し、入札参加資格の確認を受ける必要があります。

(1) 関係書類の配布場所（契約条項の提示場所）及び配布期間

入札参加申込書等の配布期間	入札参加申込書等の受付期間	配布・受付場所
令和4年2月15日（火） ～令和4年2月22日（火） ※土・日曜日、祝祭日を除く。 9:00～17:45	令和4年2月15日（火） ～令和4年2月22日（火） ※土・日曜日、祝祭日を除く。 9:00～17:45	長崎県西彼杵郡長与町 まなび野1丁目1番地1号 長崎県立大学シーボルト校 総務企画課 総務グループ 電 話 095-813-5500

(2) 入札資格の確認

入札参加申込があったときは、入札参加資格の有無について確認し、申込者に通知します。

なお、入札参加資格の確認を受けた者が、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、その資格を取り消すこととします。

4 現場説明、入札の日時及び場所

(1) 現場説明

実施しませんので、事前に入札物件をご自身で確認し、現況を熟知した上で入札してください。

(2) 入札の日時及び場所

令和4年3月1日（火）10:00～

長崎県立大学シーボルト校 本部棟2階 特別会議室

※ 入札物件一覧の順に物件ごとに入札を実施します。（希望しない物件の入札時には入室不可）

※ 入札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は入札を延期することがありますので、事前に3の(1)の部局へ問い合わせください。

(3) 入札の方法等

- ① 入札は、入札書及び入札用封筒に必要事項を記載して、記名押印のうえ、当該入札書を当該入札用封筒に入れ、入札当日に、入札者又はその代理人が直接入札箱に投函してください。
- ② 郵送による入札は認めません。
- ③ 代理人が入札する場合は、委任状を提出の上、入札書には代理人が押印（委任状に押印した代理人の印鑑）して提出してください。
- ④ 入札者は、その理由の如何にかかわらず、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできません。
- ⑤ 入札執行回数は、2回を限度とします。

5 入札保証金に関すること

徴収しない。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴収する。

6 無効な入札に関する事

次に掲げる場合は、その入札は無効とします。

- ① 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- ② 入札者が法令の規定に違反したとき。
- ③ 入札者が連合して入札したとき。
- ④ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- ⑤ 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- ⑥ 入札者が契約担任者の定めた入札条件に違反したとき。
- ⑦ 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- ⑧ 入札書に記名押印がないとき（署名のみのときを含む。）その他必要な記載事項を確認できないとき。
- ⑨ 代理人が入札する場合において、代理人の記名押印がないとき。
- ⑩ 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- ⑪ 入札日において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けたとき。

7 その他注意事項等

- ① 開札は入札後直ちに、入札者立会いのもとに行います。
- ② 落札者は、長崎県公立大学法人が前もって設定した最低貸付料以上の価格で最高の価格をもって入札した者とします。
- ③ 開札した場合に落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときは、その旨を開札に立ち会った者に知らせます。
- ④ 落札者が落札決定から契約締結までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととします。
- ⑤ 落札者は、契約締結時に契約金額の100分の10以上の契約保証金を長崎県公立大学法人に支払わなければなりません。
- ⑥ 詳細については、一般競争入札案内書（自動販売機設置事業者募集要項）をご覧ください。（3の(1)の場
所で配布）

8 この公告に関するお問い合わせ先

長崎県立大学シーボルト校 事務局総務企画課 総務グループ

所在地 〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番地1号

電 話 095-813-5500

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四一

印刷所
長崎市榊島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト